

公立大学法人和歌山県立医科大学会計規則

制 定 平成 18 年 4 月 1 日和医大規則第 8 号

最終改正 平成 23 年 10 月 28 日和医大規則第 87 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規則は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「法人」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、業務の適正かつ効率的な実施を図るとともに、財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 法人の財務及び会計に関しては、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）及びその他公立大学法人の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

(会計年度)

第 3 条 法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計事務の総括)

第 4 条 法人の理事長（以下「理事長」という。）は、法人の財務及び会計に関する業務（以下「会計事務」という。）を総括する。

2 財務を担当する理事（以下「財務担当理事」という。）は、法人の財務及び会計について理事長を補佐する。

(会計事務の委任)

第 5 条 理事長は、別に定めるところにより、法人の職員に会計事務の一部を委任することができる。

第 2 章 勘定科目及び帳簿組織

(勘定科目)

第 6 条 法人の取引は、別に定める勘定科目により区分して整理する。

(帳簿等)

第 7 条 取引の記録整理は、すべて仕訳伝票及び会計帳簿（以下「帳簿等」という。）により行わなければならない。

第 3 章 予算

(予算目的)

第 8 条 予算は、教育・研究・医療その他の活動の計画に基づき、明確な方針のもとに編成し、法人の円滑な運営に資することを目的とする。

(総務担当理事の権限及び責任)

第 9 条 総務担当理事は、予算案の作成について、権限と責任を有する。

(財務担当理事の権限及び責任)

第10条 財務担当理事は、予算の執行について、権限と責任を有する。

(予算単位)

第11条 予算単位は別に定める。

第4章 出納

(金銭及び有価証券の範囲)

第12条 この規則において金銭とは、現金、預金（当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、郵便貯金及び金銭信託をいう。）、他人振出小切手、郵便為替証書、振替貯金払出証書及び官公署の支払通知書をいう。

2 有価証券とは、国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債権をいう。）その他総務省令で定める有価証券をいう。

3 有価証券の取扱いは、金銭に準ずる。

(出納保管業務の責任者)

第13条 財務担当理事は、金銭の出納及び保管に関する業務を管理し、当該業務を取り扱わせるため、出納の責任者（以下「出納員」という。）を置く。

2 金銭の出納は、財務担当理事の所定の決裁に基づき出納員が行う。

(出納保管)

第14条 財務担当理事及び出納員は、善良な管理者の注意をもって金銭を出納保管しなければならない。

(取引金融機関の指定等)

第15条 取引金融機関（郵便局を含む。以下同じ。）との取引の開始又はその変更は、理事長の決裁を得て行う。

2 法人が取引金融機関に設ける預金口座及び貯金口座は、理事長の名義とし、その登録印鑑は、理事長の印鑑とする。ただし、理事長が必要と認める場合は、理事長と異なる名義及び印鑑とすることができる。

(収入)

第16条 収入金の収納に当たっては、収入の内容を検討し、債務者に対して納入金額及び納入期限並びに納入場所を明らかにし、納入の請求をしなければならない。ただし、業務上直ちに収入金の収納を必要とするときは、収納後においてその内容を調査し、収入を確定することができる。

2 収入金は、前項の規定に基づいて、ただちに収納されなければならない。

3 収入は、現金、金融機関における口座振替又は口座振込のほか、次の各号に掲げる小切手又は証書をもって収入金を収納することができる。

(1) 小切手（理事長が指定するものに限る。以下同じ。）

(2) 郵便為替証書

(3) 振替貯金払出証書

4 収入金を収納したときは、領収証書を発行しなければならない。ただし、口座振込の場合は、領収証書の発行を省略することができる。

5 出納員は、収入金を収納したときは、特段の事情がある場合を除き、取引金融機関に預け入れなければならない。

(債権の督促)

第17条 納入期限までに払込みをしない債務者に対し、その払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。

(債権の放棄等)

第18条 徴収不能となっている債権を放棄する場合は、理事長の承認を得なければならない。

(支出)

第19条 支出金の支払いに当たっては、受取人からの請求書、その他取引を証する書類により、その内容を検討し、支出を確定しなければならない。

2 支出は、金融機関における口座振替、口座振込又は小切手の振出により支出金の支払いを行うものとする。ただし、業務上特に必要があるときは、現金をもって支払うことができる。

3 支出金の支払いを行ったときは、領収証書を徴取しなければならない。ただし、口座振込の場合には、振込依頼銀行の振込通知書等をもって、これに替えることができる。

(債権及び債務の管理)

第20条 債権及び債務については、発生から消滅までを帳簿等に記載し、常にその残高を明確にしなければならない。

(預り金等)

第21条 法人の収入又は支出とならない金銭の受け払いについては、第16条第4項及び第5項並びに第19条第3項の規定を準用する。

(前払い又は仮払い)

第22条 経費の性質上又は業務運営上必要があるときは、出納員に前払い又は仮払いを行わせることができる。

(立替払い)

第23条 法人の役員及び職員は、別に定めるところにより立替払いを行うことができる。

第5章 資金

(資金の管理業務)

第24条 財務担当理事は、資金繰り状況を検討し、資金の調達又は運用に關し的確な施策を講じ、理事長の決裁を得て適時に実施しなければならない。

(資金の調達)

第25条 短期的な資金を調達するための短期借入金は、中期計画に定めた限度内で理事長の決裁を得て行う。

2 理事長が、法第41条第5項に定める長期借入金をする必要があると認める場合には、経営審議会の審議を経なければならない。

(担保の提供)

第26条 資産を担保に供するときの必要な事項は、別に定める。

第6章 資産

(固定資産の範囲)

第27条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産とする。

(固定資産の減価償却)

第28条 有形固定資産は、当該資産の耐用年数にわたり、また、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、定額法によってその取得原価を各会計年度に配分し、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める基準を勘案して、減価償却を行うものとする。

(たな卸資産の範囲)

第29条 たな卸資産は、商品、製品・副産物及び作業くず、半製品、原料及び材料、仕掛品、医薬品、診療材料、消耗品等(貯蔵品)で相当額以上のものとする。

第7章 契約

(契約の方法)

第30条 売買、貸借、請負その他契約を締結する場合においては、次項及び第3項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより一般競争に付さなければならない。

2 契約が次の各号の一に該当する場合においては、指名競争に付することができる。

(1) 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないとき。

(2) 一般競争に付することが不利と認められるとき。

(3) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。

3 契約が次の各号の一に該当する場合においては、随意契約によることができる。

(1) 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。

(2) 緊急の必要により、競争に付することができないとき。

(3) 競争に付することが不利と認められるとき。

(4) 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。

4 業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、前2項の規定にかかわらず指名競争に付し又は随意契約によることができる。

5 第1項及び第2項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び第1項の公告の方法その他競争について必要な事項は、別に定める。

(入札の原則)

第31条 競争は、特に必要がある場合においてせり売りに付するときを除き、入札の方法をもってこれを行わなければならない。

(落札の方式)

第32条 競争に付する場合は、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

2 支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。

(契約書の作成)

第33条 競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができる。

(保証金)

第34条 競争に加わろうとする者から入札保証金を、契約を締結しようとする者から契約保証金をそれぞれ納めさせなければならない。ただし、特に必要がないと認められる場合には、それらの全部又は一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、有価証券その他の担保の提供をもって代えることができる。

(監督及び検査)

第35条 工事又は製造その他の請負契約を締結したときは、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、給付の完了を確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）するため必要な検査をしなければならない。

第8章 決算

(決算の目的)

第36条 決算は、法人の財政状態及び運営状況を明らかにし、県民に対し説明責任を果たすとともに、その内容の分析・検討を通じて経営の合理化に資することを目的とする。

(月次決算)

第37条 財務担当理事は、毎月末日において帳簿等を締め切り、月次の財務状況を明らかにした書類を作成し、理事長に提出しなければならない。

(年度末決算)

第38条 財務担当理事は、毎会計年度末日において決算を整理し、帳簿等を締め切り、地方独立行政法人法第34条第1項に規定する財務諸表（以下「財務諸表」という。）、及び決算報告書を作成しなければならない。

2 理事長は、決定した財務諸表及び決算報告書について、監事及び会計監査人の意見を付し、当該事業年度の終了後3ヶ月以内に和歌山県知事に提出し承認を受けなければならない。

らない。

3 決算の確定に係る手続きは、別に定める。

第9章 内部監査

(監査)

第39条 内部監査については、別に定める。

第10章 弁償及び責任

(会計上の義務及び責任)

第40条 法人の役員及び教職員は、財務及び会計に関して適用又は準用される法令並びにこの規則に準拠し、善良な管理者の注意をもって、それぞれの職務を行わなければならない。

2 法人の役員及び教職員は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、法人に損害を与えた場合には、その損害を弁償する責に任じなければならない。

(検定)

第41条 理事長は、前条に掲げる事実が発生したときは、その者につき、弁償の責任の有無及び弁償額を検定するものとする。

2 理事長は、前項の規定により弁償責任があると検定したときは、その者に対して弁償を命ずるものとする。

第11章 雑則

(実施規則)

第42条 この規則を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成22年6月3日から施行する。

(施行期日)

この規則は、平成23年12月1日から施行する。